

## 1 親元等からの自立に向けた1人暮らし体験の支援

### 現状

- 近年、「8050問題」に象徴される介護者の高齢化等に伴う家族介護の行き詰まりが顕在化
- 障がいのある人の親世代の責任感の強さなどから、外部のサービスの受入が進みにくく、介護が難しくなってきたとの相談があったときには、既に介護の課題が切迫していることが多い
- グループホームについては法定給付により体験利用ができるが、障がい特性やこれまでの生活歴から共同生活に馴染まない人がある

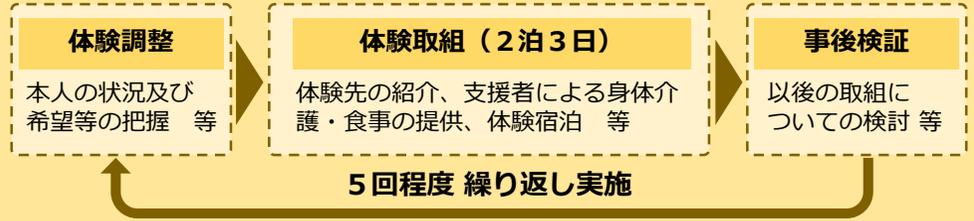
### 課題

- 地域生活支援拠点等として「体験の機会・場」機能を整備する必要がある
- 他人が家庭内に入ることへの拒否感が強い場合、「親なき後」の生活を見据えて、親元等からの自立を想定した生活を設計できるような機会がない
- 介護者不在になる等、切迫した状況から、本人のニーズを把握して、早期に適切な障がい福祉サービスの利用につなげることは困難

## 拠点機能として親元等を離れて過ごす体験を行う支援を整備

### 事業内容

- 親が介護を行っている等、介護者と同居している障がいのある人に対して、1人暮らし体験の機会を提供し、親元等からの円滑な自立を促進
- 障がい者基幹相談支援センター等が確保する場所を活用し、計画的な2泊3日程度の体験的な宿泊支援等の取組を委託により実施



(参考) 重度訪問介護等の法定給付を活用できる場合、外出体験の支援等に関しては当該給付を活用

### 期待される効果

- 本人は、支援者との良好な関係の構築や、自己の希望等を支援者等に伝えるコミュニケーション力の獲得し、自立生活がイメージできる
- 支援者は、さまざまな環境でアセスメントを行い、本人の状況に応じた支援を提案できる
- 相談のあった時点から選択肢の一つとして活用することにより、緊急事態に備えた支援の検討につながる

## 2 地域移行の促進事業

### 現状

- ▶ 地域移行推進は本市の役割だが、施設入所期間が長期化（10年以上：69.8%）
- ▶ 国の基本指針に基づき、障がい福祉計画で施設入所者の地域移行推進を目標に掲げるが、成果目標が未達成

| 地域移行者数        | 成果目標 | 実績   |
|---------------|------|------|
| 第5期計画（H29～R2） | 154人 | 132人 |

#### 【これまでの取組】

- ・入所施設との顔の見える関係づくり（施設・基幹・福祉局）
- ・地域移行者の受皿づくり（グループホームの整備）
- ・R2年度に調査実施 入所施設のうち8割が「地域移行を検討したことがある入所者がいる」と回答するも、地域移行は進んでいない

### 課題

- ▶ 施設入所者等に対して地域移行支援（法定給付）があるものの、申請に至る前の地域生活がイメージできるような仕組みがない
- ▶ 入所施設との「顔の見える関係づくり」を構築する中で、施設側からは「入所者が地域移行を希望した際の体験的な外出の機会を提供するような仕組みが無い」との声がある

#### 入所施設で地域移行が可能と 思う対象者がいたとしても

- 【本人・家族】  
地域生活のイメージをつかめない
- 【施設職員】  
個別に外出支援を行うことが困難

大阪市障がい者等基礎調査（入所施設管理者／R1年度実施）では、地域移行を進めるうえでの課題として「施設利用者の意識付け（地域生活に関するイメージづくりなど）」との回答が 33.9%

## 入所施設からの地域移行を更に促進する仕組みを整備 ※別紙参照



### 事業内容

- ▶ 地域移行が可能と考えられる施設入所者の 地域で暮らす意欲 を喚起して地域移行へつなげる
- ▶ 計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供し、地域移行支援の申請につなげていく取組を、障がい者基幹相談支援センターに委託して実施

#### 対象者把握

入所施設への照会で対象者抽出

#### 支援調整

本人の状況及び希望等の把握 等

#### 支援の実施

定期的な外出支援、地域生活の体験 等

#### 地域移行支援 申請に向けた 支援

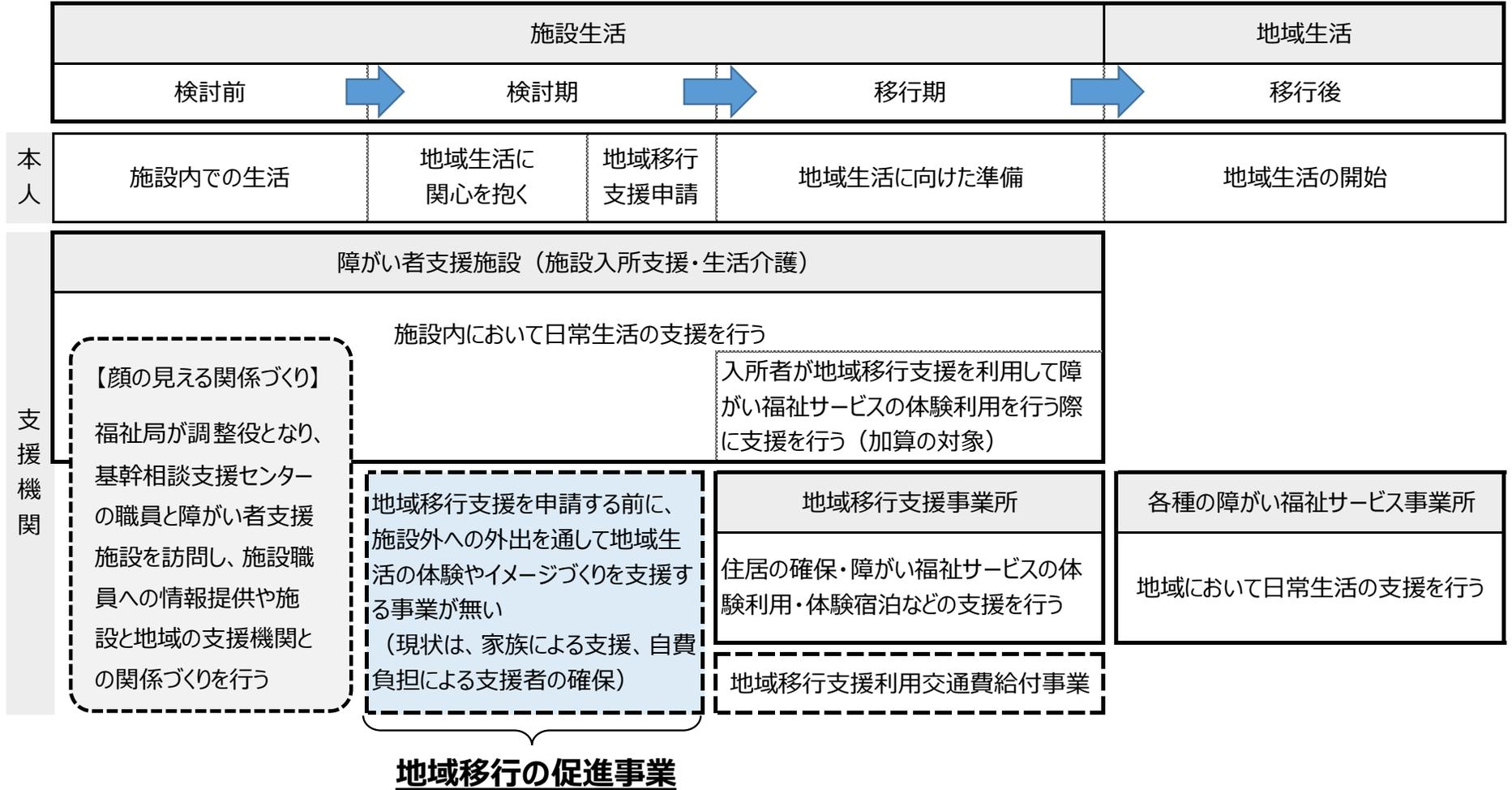
（参考）精神科病院からの地域移行では「地域生活移行推進事業」（健康局）を実施  
↳【利用実績】9人（H30）／11人（R1）／4人（R2）

### 期待される効果

- ▶ 施設入所者の退所後の地域生活の具体的なイメージづくりを支援し、地域へ移行する意欲が喚起されることにより地域移行を促進

## 入所施設からの地域移行における支援体制（イメージ図）

（別紙）



## 地域生活支援拠点等の機能充実

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能について、地域の実情に応じた創意工夫により整備。（地域生活支援拠点等の整備）
- 国の基本指針：令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所整備。  
令和5年度末までの間、各市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討。

|   | 機能          | 国が求める機能                                       |
|---|-------------|---|
| 1 | 相談          | 常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能  |
| 2 | 緊急時の受入・対応   | 常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能   |
| 3 | 体験の機会・場     | 地域移行支援や親元からの自立等にあって、GHや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能   |
| 4 | 専門的人材の確保・養成 | 専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）      |
| 5 | 地域の体制づくり    | 地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能 |

大阪市では様々な社会資源（障がい福祉サービス事業所等）がある。  
そのため、地域生活支援拠点等については、障がい者の生活を地域全体で支える面的な体制の整備を行う。

